

八幡小 じむだより

本年度 第2号
(通算12号)
発行者
事務職員 森田 政浩
平成25年 7月19日



来週から夏休みですね。今回のじむだよりは、そんな時期に役立つ（あんまり使う機会がない方がいいと思いますが）「PTA安全互助会」と、先日お金を納入していただいた「日本スポーツ振興センター」のお話です。（お忘れの方はお早めに！と言っても、来週2日間しかない。うひゃー）さて、例年似たようなことを書いていますが、まあ季節ものということで許して下さい。

PTA安全互助会って？

どんなものが対象？

学校管理下外の全ての傷害（ケガ）が当てはまります。（故意を除く）
故意って？ニけんかはダメです。わざともダメです。

どのくらいが対象？

全治まで7日以上かかったものです。（病院に行った回数ではなくケガをした日から7日以上直らない場合は対象です。）

何が出るの？

入院見舞金（1日1,000円）、手術見舞金（まちまち）、通院見舞金（1日700円）です。学校で良く出るのは通院見舞金です。

手続きは？

具体的にはこのような手順になります。

ご家庭から「ケガシタヨ～」の連絡

→ 状況をFAXで安全互助会に連絡

→ 「直ッタヨ～」の連絡

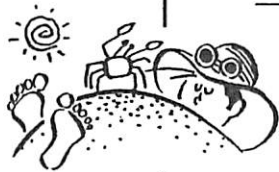
★このタイミングで病院の領収書（全部）をもらえると助かります。コピーしてすぐにお返しします。

→ 学校で書類作成（1回お渡しします。）

→ おうちで必要事項記入・押印（戻していただきます。）

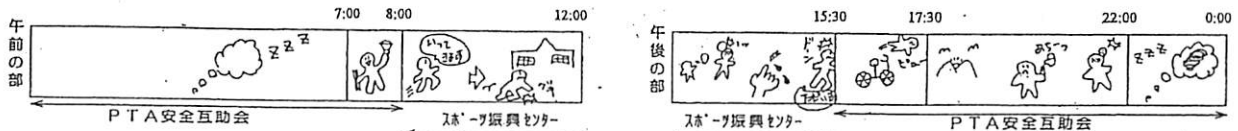
→ 安全互助会に提出（保険屋さんから状況の確認の電話が行くこともあります。）

→ ご家庭の口座に入金



おまけ情報

キッズに登録していてキッズの時にケガをした場合「キッズの保険」と「PTA安全互助会」と2つ請求することになります。



日本スポーツ振興センターとは？

どんなものが対象？

学校管理下（授業中（教科だけでなく行事や外に出るもの等も含みます。）、登下校中、休み時間中（基本的に学校にいるとき起こったもの）の負傷（ケガ）や疾病が対象になります。

どのくらいが対象？

初診から完治までで病院に払った額の合計が（健康保険がきいて）1,500円以上が対象です。

何が出るの？

給付金が支給されます。10割負担の場合5,000円の時、病院で払うのは3割の1,500円。戻ってくるのは4割の2,000円になります。

手続きは？

ほとんどの場合1,500円を越えるのですぐ、証明書類をお渡しします。（学校で郵送するときもあります。）病院で証明してもらい学校に提出していただくこととなります。月毎の精算になるので複数月にまたがることもあります。詳しくは先生にお聞き下さい。

おまけ情報①

今回集めたのは460円。本来は年額920円ですが教育委員会が1/2負担しています。

おまけ情報②

負傷って？～骨折・ねんざ・肉離れ・腱切断・切り傷・擦りむく
・動物にかまれる・虫に刺される・やけどなど
疾病って？～食中毒・薬品やガスによる中毒・皮膚炎・脳しんとう
・関節炎・筋炎・椎間板ヘルニア・凍傷・溺水・熱中症など

次の請求は7月29日(月)までお願い致します。